

西尾市教育大綱（案） パブリックコメント結果

- | | |
|------------|---|
| 1. 意見募集期間 | 令和5年1月4日（水）から令和5年2月2日（木）まで |
| 2. 閲覧場所 | 市ホームページ、市役所本庁舎（秘書政策課及び行政情報コーナー）、各支所、各ふれあいセンター（幡豆ふれあいセンター除く）
幡豆公民館、佐久島出張所 |
| 3. 意見の提出方法 | 直接、郵送、ファックスまたは電子メール |
| 4. 意見の提出者数 | 2名（5件） |
| 5. 意見の反映 | 無し |

NO	いただいた意見	市の考え方
1	<p>小学校一年生の息子がいます。</p> <p>学校教育について、宿題の廃止を希望します。本来、宿題の目的は、家庭学習の習慣化、授業内容の定着だと思えます。しかし、現在の宿題の在り方では、上記目的を果たしているとは到底思えません。</p> <p>周りの子供たちを見ていると、塾や公文に通う子、通信教材や市販教材で家庭学習を実施している子が大半であり、既に家庭学習ができている子が大半です。</p> <p>また、子供の学力格差により、一律の宿題では授業内容の定着に効果がないと思えます。</p> <p>学校では、学力格差に合わせた個人指導が難しいことは重々承知です。だから、せめて家庭においてはそれぞれの子供に合った、学びをさせてあげたいと思えます。例えば、苦手教科の克服や、習い事の練習、スポーツや熱中することに打ち込むなど。宿題を廃止することで先生方の負担も減り、その分より充実した授業が展開できると思えます。</p> <p>また、タブレット学習について、教育委員会の方で検討中だと伺いましたが、家庭学習にタブレットは不要です。荷物が多くなる、学習とは関係のないことで遊んでしまう等、デメリットしかありません。どうか、タブレットは学校でのみの使用としてください。</p>	<p>宿題については、学校ごと、学年、学級ごとに対応の仕方も様々です。それは、それぞれに子供の様子が違い、一律に決めることが難しいためです。ご意見のように、子供たちの授業後の時間の使い方も多様化しているため、宿題をすることによって、自分の時間を自由に使えない子供がいる一方で、時間がうまく使えない子供にとって必要となることもあります。また、宿題を求める保護者の方もいます。</p> <p>このような状況を踏まえると、学校ごとに判断していくことが適切と考えます。</p> <p>教員の働き方改革も含め、学校ごとに、子供たちにとってよりよい宿題の形を考えていくよう、指導してまいります。</p> <p>学習用タブレットを活用した家庭学習については、個別最適な学習の実現に向け文部科学省からも推奨されています。</p> <p>教育委員会としては、学校における学習用タブレットの活用状況やデジタル教科書導入の進捗状況を考慮し、持ち帰りの日数及び学習内容を吟味した上で家庭への持ち帰りを実施してまいります。</p>

NO	いただいた意見	市の考え方
2	<p>・公教育の経済面での充実に向けた対応について</p> <p>私たち大人が、市が責任を持って取り組まねばならないことは、子どもたちの教育だと考えます。西尾市や日本の未来を担う子どもたちが豊かな人生や地域社会、日本を上げるための基礎的な資質を獲得するために学校は大きな働きを果たしています。その学校を応援するために、市ができることは、まず経済的な支援です。市は一般教室へのエアコン設置を特別教室にも広げる対応を取っていただいております。とてもありがたいことです。しかし、一般社会はICT等で大きく変わる中、学校現場はなかなか変わりません。いろいろな要因があると思いますが、自由に使うお金が少ないことも一つの要因かと思えます。市はより多くの経済的な支援を行い、先生方の活動を助けていただきたいと思えます。そのことが子供たちをより大きく豊かに育み、未来の市や市民に還元されるはずで。よろしく願います。</p> <p>最後になりましたが、私は市や私たち大人が責任をもってやるべきことは子どもたちの教育だと考えます。特に経済的に恵まれない子どもたちには手厚い対応をお願いしたいと思います。私が市に収めている税金は多くありませんが、子どもたちのために少しでも役立っていると思うと嬉しいです。読んでいただいたことに感謝します。それだけでも、ありがたいです。</p> <p>「教育を受けるべきもの」が中心に据わった大綱ができることを楽しみにしています。</p>	<p>西尾市では、小中学校の教育環境の整備につきましては、重点施策として取り組んでおり、特別教室のエアコン設置を始め、老朽化した学校施設の改修、GIGAスクール構想の実現に向けたICT環境の整備などを進めているところです。</p> <p>各学校の裁量で使うことが可能な予算につきましても、学校環境の整備のための予算を学校規模等に応じて配分したり、各学校が行う様々な教育活動等の予算を別に交付するなどしています。</p> <p>また、経済的な理由により就学困難な小・中学生がいる家庭には、学用品費や給食費などの援助を行う就学援助制度を設けています。</p> <p>今後も、教育環境を整備し子どもたちが充実した学校生活を送れるよう、各学校現場からの意見をよく聞き、予算の確保・拡充に努めていきたいと考えています。</p>

NO	いただいた意見	市の考え方
3	<p>・社会教育、文化の振興について</p> <p>この課題を考えると「社会教育・文化の振興は市が音頭を取ってやるべきものなのか」という原点に戻って見たらどうでしょうか。</p> <p>わたしは音楽を聴くことが好きです。そのために、プレーヤーやアンプを買いました。スピーカーは古いので我慢しています。周りの人に目を向けると、カラオケが好きな人もいれば、絵画や写真を趣味にしている人もいます。もちろん、大人になっても野球やソフトボール、バレーを続けている人もいます。それぞれが自分の好みや生活環境等に合わせて、自分のお金で人生を楽しんでいます。また、今の時代、何かを学ぼうと思えば、書籍やネットで多くのことを学べます。そして、SNSを通して同じ趣味や志をもった仲間や団体を探すこともできます。変化する時代の中で、今までと同じように市がかかわっていくのはいかがなものでしょうか。また、特定の協会や団体の支援することはいかがなものでしょうか。市はどのようなものを社会教育の範疇としてとらえ、文化としてとらえ振興させたいのでしょうか。大会を開いたり、発表会をもったりすること、そのきっかけは市がかかわらなければならないかもしれませんが、経済的なところでは原則、参加者が負担すべきものかと思えます。</p>	<p>市が社会教育を行う理由としましては、教育基本法第12条2項に「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」と規定され、また、生涯学習振興法第2条に「国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする」と規定されているからです。このため、教育大綱にも生涯学習の施策方針を盛り込んでいます。また、本年度3月末に策定予定の「みんなの学びチャレンジプラン（第2期生涯学習推進計画）」においても生涯学習のこれからの具体的な施策を示しています。</p> <p>生涯学習サービスにおける受益者負担の考え方ではありますが、現在も講座の受講料や施設の使用料については利用者に負担いただいています。また、本年10月からは公共施設の使用料が見直され、生涯学習施設も平均で115%の値上げが予定されています。しかし、先述のみんなの学びチャレンジプランでは、主に小・中学生を対象に、学校や家庭では体験できない文化芸術・スポーツ・ものづくりやふるさと体験などの多彩な学びの場を「にしお子ども学びの森事業」として体系化し提供していくことを計画し、子ども対象講座の受講料については、子どもたちが主体的に学びに取り組めるよう、段階的に無料（教材費などの実費負担分は除く）していくことも計画しています。</p> <p>西尾市では、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的に、人と地域が文化芸術でつながるまちを目指し、文化行政を進めています。</p> <p>文化芸術の対象は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化・国民娯楽および出版物、文化財等としています。これら文化芸術の振興を市が行う理由は、文化芸術は社会全体を活性化する上で大きな力となるもので、地域創生に寄与することや、生活の貧困化のなかで社会的に排除されている人々を「社会包摂」する機能があることなど、市のまちづくりに対して文化芸術の果たす役割が極め</p>

NO	いただいた意見	市の考え方
3 の 続 き		<p>て重要だと考えているためです。</p> <p>さらに、文化芸術基本法第4条では文化芸術に関し、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と文化芸術振興に対する地方公共団体の責務を定めており、同法第2条では、「年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図らなければならない」、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の核関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」と行政部局を横断した総合的な政策が求められていることを勘案すると、市が文化芸術の振興を図ることは必要であり、文化芸術振興の推進に当たっては、地域住民や文化芸術団体等と協働していくことが重要であると考えています。</p> <p>各種協会や団体に対する市の支援につきましては、行政以外においても市民の社会教育及び文化振興を推進する活動を推進していくためでありますので、ご理解ください。</p>
4	<p>図書館について、閉架図書の定期的な一般開放を希望します。</p> <p>例えば、ある分野の調べ事をしたとき、開架にある本からしか探せず、閉架に良い本があったとしても、その存在自体を知ることができません。西尾図書館の蔵書数は多いのにこれでは市民にあまり活用されておらず、残念に思います。</p>	<p>閉架図書（書庫）は、限られた場所で効率よく多くの本を保管するために電動書架に収蔵しており一般開放を想定した通路がございません。そのため、現時点においては、市民の皆さんに自由にご覧いただくことは難しいと考えています。</p> <p>閉架書庫の蔵書内容は、本の検索機で調べることができますので、必要な図書がある場合は職員に申し付けください。閉架書庫にある本をお持ちします。なお、図書館ではレファレンスサービスといって、職員が調べものの相談を受けるサービスもごございます。利用者の方と一緒に職員が本をお探ししますので、ぜひご利用ください。</p>
5	<p>図書館について、英語多読コーナーの設置を希望します。</p> <p>西尾高校の中高一貫校で、国際バカロレアの導入を目指すというニュースを目にしました。西尾市として、英語に力を入れていくのなら、子供たちの英語多読は必須だと感じます。</p> <p>現在、図書館には英語の絵本が数多くありますが、名作と言われる英語絵本（例えばスイミー等）は大人にとっても難しいです。ましてや、英語に触れたことのない</p>	<p>2020年の新学習指導要領においても外国語教育が重要であるということは明記されており、西尾市立図書館においても外国語資料の充実は大切であると考え、外国語資料の充実を図っています。現在所蔵する多様な言語の絵本等は、母語が日本語でない方々の利用を目的とした資料であり、お問い合わせの英語多読の図書は所蔵していません。また、一般的に英語多読の図書は簡易製本で、長期間の貸出に耐え得るだけの耐久性は無いものがほとんどであり、現時点では、英語多読コーナーを設置することは考えていません。</p>

NO	いただいた意見	市の考え方
5 の 続 き	<p>子供にとっては、読んでみようという気すら起こらないと思い、とてももったいな いと思います。</p> <p>英語多読用のもっと簡単でおもしろい本をたくさん導入し、英語の本を読む子供が 増えれば、子供たちの英語力も上がり、今ある英語の名作を読む子供たちも増えると 思います。英語多読については、近隣自治体（蒲郡、碧南、大府、豊田等）でもとて も力を入れています。ぜひ、西尾市でも取り入れてほしいです。</p>	<p>しかしながら「にしお電子図書館」では、電子書籍という特性を生かした資料として、 機器が英語で読み上げる「英語で読む名作絵本」といったようなコンテンツがございます。 こちらは英語多読のコンテンツではございませんが、小さい子どもさんも英語に興味を持 っていただけるコンテンツとなっております。今後は、電子図書館において英語多読のコ ンテンツも順次揃えてまいりますので、ご活用ください。</p>